

# お店の窓がこのようになつていませんか？ ～ちょっとした工夫でお店の印象が変わります!!～

お客様にお店の商品やサービス内容を伝えるポスター等のいわゆる「簡易な広告物」を、ちょっとした工夫できれいに貼られると、お店の印象が良くなります。

また、お店の一人ひとりの取組みが積み重なれば、京都の町並み景観の向上にも繋がりますので、是非、皆様のご協力をお願いします。

## 事例1の店舗

before

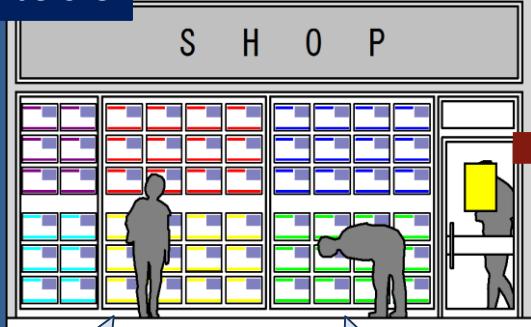


after



## 事例2の店舗

before



after



ポスター等の設置にも「京都市屋外広告物等に関する条例」が適用されます。  
(詳細は、裏面をご覧ください。)

## Point1

### 広告数は最小限にしましょう！



建物や窓等に設置するポスター等の枚数は必要  
最小限にすると、お店の広告がスッキリした印象  
になります。

## Point2



### 規則正しく設置しましょう！

ポスター等の広告は、高さ、間隔、大きさを統一して貼った方が、見た目の印象も向上します。

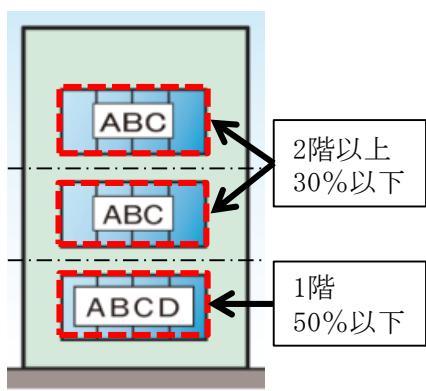
## Point3

### すっきりしたデザインを心掛けましょう！



広告のデザインは、文字情報を必要最小限にして、過密にならないようにしましょう。また、文字の色数も少なくした方が、広告が読みやすくなります。

### ポスター等設置の基準概要について



(開口部に対する表示率)

窓の外側に貼るポスター等の簡易に表示できる広告物にも、色彩、表示可能面積、設置する高さ、ガラス窓等の開口部への表示可能面積（左図参照）などの条例の基準があり、合計面積が2m<sup>2</sup>を超えると短期での許可申請（許可期間：3月）が必要となります。

また、開口部等に内側から貼る（「特定屋内広告物」）場合も、色彩や開口部の表示可能面積など、条例に基準があるほか、合計面積が5m<sup>2</sup>を超えると届出が必要です。

※ 屋外広告物や特定屋内広告物の規制の詳細は、当課のホームページにある「京の景観ガイドライン（広告物編）」で確認できます。

[京都広告ガイドライン](#)

検索

京都市 都市計画局 都市景観部 広告景観づくり推進課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎2階

TEL：(075) 222-4137

FAX：(075) 251-2877

[京都広告景観](#)

検索



この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等  
へ！



京都  
CITY OF KYOTO

京都市印刷物第284984号  
平成29年2月発行